

# 各種募集

## 自衛官の募集

自衛隊では、昭和五十五年度「自衛官」を常時募集しています。○年令は十八歳〜二十五歳未満 詳しく知りたい方は市役所市民課電話(三)一一一内線二四〇または、自衛隊大月募集事務所電話〇五五四(二)一二九八にご連絡してください。

## 青年モラロジ―講習会

日時 十月二十一日〜二十五日  
午後七時〜九時三十分  
会場 文化会館四階大ホール  
講師 土谷武司 佐藤正直  
詳しくは、都留モラロジ―事務所、田原一丁目十三一(藤江孝三方)☎(三)二八六〇へお問い合わせください。

## 県立都留技能訓練センター

### 一 受講者募集

「工業簿記基礎、実務」コース  
対象 職務上工業簿記を必要とする人、簿記検定2級  
工業簿記講習内容 簿記の原理と初歩技術を理解している人を対象として、製造業における記帳の実際と財務諸表の作成、原価計算の方法等

を理論と実際について訓練します。  
日程 (基礎コース)  
十一月十七日から二十八日まで(うちの八日間)  
(実務コース)  
十二月一日から十日までのうちの七日間

訓練時間 各コースとも、午後六時から八時五十分まで  
受講料 各コースとも一人一、〇〇〇円  
申込み方法 所定の入所願(当センターに用意してあります)に必要事項を記入し、受講料を添えて申込んでください。

## 第二回

## 発明工夫展

市では産業の発展を一層身近なものにし、ふるさとづくりを進める意味合いから、つきにより第二回市民手づくり発明工夫展を開催します。

- 一、目的 発明を通じ、ふるさとづくりを推進する。
- 二、課題 自由
- 三、資格 都留市民
- 四、搬入日 十月三十、三十一日
- 五、表彰 二十名に市長賞、出品者に参加賞
- 六、審査 市長、議長等
- 七、展覧日時 十一月三日〜七日  
午前九時〜午後四時
- 八、展覧会場 都留市役所

## 発明相談

あなたも発明家となって、第二回手づくり発明工夫展に出品して新しいまちづくりに参加してみましよう。

期日 11月17日(月)  
時間 午前10時〜午後3時  
場所 市役所二階 第一会議室  
弁理士 鈴木正次

## 最低賃金改正

山梨労働基準局において、つきのとおり最低賃金の改正が決定し、公示されましたのでお知らせいたします。

- 一、最低賃金の件名 山梨県最低賃金
- 二、適用地域 山梨県の区域
- 三、適用する労働者 前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 四、前号の労働者を使用する使用者
- 五、第三の労働者に係る最低賃金額 (精皆勤手当・通勤手当・家族手当は、この賃金に算入しない)  
一日二七六一円(賃金の大部分が時間によって定められている者については、一時間三四六円)
- 六、効力発生の日 昭和五十五年十月十日

## 配給精米の品質表示改正 11月1日より実施

本年四月から配給精米の品質内容をより明確に表示するなど、消費者が品質に応じた米を選択し易いよう改正されました。山梨県におきましては、去る八月二十一日知事が消費者代表、米穀販売業者代表及び学識経験者等で構成する山梨県米穀流通適正化協議会を開催して、配給米の品質区分等の表示事項を決定し実施することになりました。

### 山梨県配給精米の品質区分等の表示内容

- 1 内地米の品質区分
    - (1)内地米I及び胚芽米は、自主流通米を原料とする精米とする。
    - (2)内地米IIは自主流通米と政府米を原料とする精米とする。
    - (3)内地米IIIは政府米を原料とする精米とする。
  - 2 販売価格 正味重量
  - 3 搗精月日 搗精工場名
  - 4 製造販売業者の氏名 住所等
- 十一月一日から前記表示内容を包装(十五キロ結以下)の見易い箇所一括して表示することになります。なお、詳細につきましては、食料事務所、小売業者等にお問い合わせください。

## ○品質区分ごとの原料玄米構成基準 (山梨県)

(注・自主流通米以外は政府米)

| 配給品目  | 品質区分                       | 原料玄米の構成   |
|-------|----------------------------|---|
| 内地米   | I                          | ア 自主流通米1類100%。  |
|       |                            | イ 自主流通米1類80%以上、自主流通米2類20%未満。<br>または自主流通米1類80%以上、自主流通米3類20%未満。 |
|       | II                         | ア 自主流通米1類60%以上、1類40%未満。                                       |
|       |                            | イ 1類50%未満、自主流通米1類30%以上、自主流通米2類20%以上。                          |
| III   | ア 1類100%。                  |   |
|       | イ 1類60%以上、3類30%未満、2類10%未満。 |   |
| 標準価格米 |                            | 3類100%。   |